

●コミュニティスポーツ施設使用料

1 体育室、会議室及び運動広場

区 分		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
		9:00 ∩ 12:00	13:00 ∩ 17:00	18:00 ∩ 21:00	9:00 ∩ 17:00	13:00 ∩ 21:00	9:00 ∩ 21:00
体 育 室	独 占 使 用	円 900	円 1,200	円 1,800	円 2,400	円 3,300	円 4,500
	個 人 使 用 (1 人 当 た り)	150	200	300			
会 議 室		450	600	900	1,200	1,650	2,250
運 動 広 場		1,500	2,000	3,000	4,000	5,500	7,500

備考

1 運動広場を照明を伴い使用する場合の使用料は、当該使用料の額に30分(30分に満たないときは、30分とみなす。)につき、450円を加算した額とする。

2 奈良市八条コミュニティスポーツ広場については、午前、午後又は午前・午後の使用に係るものに限る。